

# 役員・評議員・委員規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青谷学園(以下「法人」という)の役員、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員に関する事項について定めたものである。

2 ここに定める以外の事項は、関係法令、定款、理事会の決定に従うものとする。

## (用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 役員とは、理事長、理事及び監事をいう。

(2) 常勤理事とは、日常的に法人業務を行う理事長、理事のうち施設職員または法人本部職員として給与の支払いを受けていない者をいう。

## (心 得)

第3条 常勤理事は、業務の執行にあたって、以下の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) コンプライアンスに関する高い意識を持ち、所管業務を遂行すること

(2) 法人の方針および理事長の指示に基づいて業務を計画的に処理すること。

(3) 自己個人よりも法人の業務を常に優先して考え、かつ行動すること。

## (禁 止 行 為)

第4条 常勤理事は以下の各号に定める行為をしてはならない。

(1) 法人の承認を得ないで、他の法人の役員または使用人になること。

(2) 法人の承認を得ないで、副業をすること。

(3) 職務上の地位を利用して、手数料・リベート・供応を受ける等、職務の公正を害し、または害する恐れのある行為をすること。

(4) 法人の機密を漏らし、または法人の不名誉・不利益となる行為をすること。

## (就業時間・休日等)

第5条 常勤理事の始業時間、終業時刻、休憩時間及び休日並びに休暇等に関しては、原則として法人本部職員と同一とする。

## (施設職員の兼務)

第6条 常勤理事は、施設職員を兼務することができる。

## (定 年)

第7条 常勤理事の定年は満70歳とし、定年に達した誕生日の属する月の末日をもって退職とする。その他の者については、定年を設けないものとする。

**(報 酬)**

第8条 報酬については別に定める「役員・評議員・委員報酬規程」による。

**(旅 費)**

第9条 役員、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員が出張した場合は、次表のとおり旅費を支給する。ただし、常勤理事以外の者が出張する場合には、行き先が自宅のある都道府県内の場合は、旅費を支給しないものとする。

種 類	金 額
交通費	法人本部を起点に公共交通機関(タクシーを除く)を利用した場合の実費相当額
宿泊費	宿泊した場合は1泊につき15,000円
日 当	宿泊を伴う場合は日額3,000円

2 出張時に利用したタクシー代は、前項とは別に法人が負担するものとする。

**(役員退職金)**

第10条 役員退職金については別に定める「役員退職慰労金規程」による。

**附 則**

この規程は、平成16年3月3日から適用する。

平成18年3月21日改正する。

平成26年12月1日から変更する。

平成27年4月1日から変更する。

平成28年4月1日から変更する。

平成29年2月1日から変更する。